

魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市子育て新婚世帯移住助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 新婚世帯 申請の日において、婚姻後2年を経過していない世帯又は富山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和5年3月1日）に基づきパートナーシップ宣誓をした日から2年を経過していない者（以下「パートナー」という。）の世帯であって、魚津市に転入する前に婚姻し、又はパートナーとなった世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 1年目の申請の日において、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育する世帯をいう。
- (4) 賃貸住宅 魚津市内に所在する住宅で、賃貸借契約等に基づき借主が家賃を支払うもの又は労働契約等の労務を提供する契約に伴い使用者から提供される住宅のうち、労働者が家賃を支払うものをいう。ただし、市営住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。
- (5) 住民登録の日 世帯員全員が同日に魚津市に住民登録した日をいう。

(助成金の交付)

第3条 市長は、子育て新婚世帯が魚津市内に移住することを促進するため、魚津市に移住する新婚世帯又は子育て世帯に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

- 2 助成金の種類は、新婚世帯助成金及び子育て世帯助成金とし、各助成金の交付は、1つの世帯につき1回限りとする。
- 3 子育て世帯助成金の交付期間は、1年目の申請のあった年度を含め、継続する3年間とする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、新婚世帯においては婚姻した夫妻又はパートナー、子育て世帯においては子の養育者とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 魚津市に住民登録していること。ただし、本市から転出後、1年

に満たない期間内に再転入した世帯を除く。

(2) 転入時に賃貸住宅に居住していること。ただし、子育て世帯の申請においては、1年目の申請時の要件とする。

(3) 申請の日における年齢が、別表に定める条件に該当すること。ただし、子育て世帯の申請においては、1年目の申請時の要件とする。

(4) 魚津市若年移住者賃貸住宅助成金の申請を受けていないこと。

(5) 住民登録の日から2年を経過していないこと。

(6) 規則附則第2項の規定により市税等を滞納していないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は次のとおりとし、電子地域通貨MiraPay（ミラペイ）の行政コインで支給するものとする。

(1) 新婚世帯助成金 10万円

(2) 子育て世帯助成金 1年目10万円、2年目10万円、3年目10万円
(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第18号）に基づく世帯全員の住民票の写し

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 新婚世帯においては、婚姻年月日を証明する書類又は富山県パートナーシップ宣誓書受領証の写し

(4) 魚津市子育て新婚世帯移住助成金の交付申請に関する誓約書（様式第2号）

(5) 戸籍の附票の写し

(6) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否の決定及び助成金の額の確定をするものとする。

2 第4条第1項第5号に定める要件の審査については、魚津市補助金等交付における市税等完納要件取扱要綱（平成31年魚津市告示第27号）第5条第1項第2号に規定する方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、その結果を魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）又は魚津市子育て新婚世帯移住助成金不交付決定通知書（様

式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定者の報告義務)

第8条 交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、転居等の理由により助成金の申請内容に変更があったときは、魚津市子育て新婚世帯移住助成金変更交付申請書(様式第5号)に関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定したときは、その結果を交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消及び助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定者が住民登録の日から3年以内に市外に転出した場合

(2) 新婚世帯助成金交付決定者が、住民登録の日から3年以内に婚姻を解消し、又はパートナーを解消した場合

(3) 偽りその他不正の行為により交付決定を受けた場合

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付を不適当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その結果を魚津市子育て新婚世帯移住助成金交付決定の取消通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に命ずるものとする。

4 前項の規定により助成金の返還を命じたときは、魚津市子育て新婚世帯移住助成金返還通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

5 前項の規定により助成金の返還を命じられた交付決定者は、返還を命じられた金額を市長が定めた期限までに返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年3月23日魚津市告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定を受けている者に係る同条第2項、第8条及び第9条の規定は、この告示の失効後もなおその効力

を有する。

附 則（令和5年3月30日魚津市告示第54号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日魚津市告示第44号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日までに住民登録をした者の助成金の額については、な
お従前の例による。

別表（第4条関係）

住民登録の日	世帯の属性	条件
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	夫婦世帯 ひとり親世帯	39歳以下であること。
令和5年4月1日以降	夫婦世帯	夫婦の年齢の合計が89歳以下 であること。
	ひとり親世帯	44歳以下であること。